

諮問番号：諮問第 212 号

答申番号：答申第 212 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市中央福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 中央区役所保護課保護第四係ケースワーカーは「運転を伴う仕事であれば免許更新費用支給は認める」と 2022 年 5 月 2 日に回答しているが、そもそも保護課は被保護者の運転を基本的に禁じており「〇〇なら免許更新費用を支給する」という支給条件がもはや形骸化、達成不可能な基準化している。

過去に二度支給した費用を今回は認めないという中央区役所の決定は法の支配に反した人の支配であり一貫性もなく、被保護者の権利を無視した不適法なもの。

また、被保護者の自立及び自立心を損なうなど、法による生活保護（以下「保護」という。）の目的に反した不適切なもの。

過去には支給しておきながら今回は支給しない、その根拠は何か、を中央区役所保護第四係は明確に回答せよ。

当時も今も、免許更新費用支給に関する法令は何ら変更されていないはずである。

- (2) 2022.5.2 中央区役所保護第四係に提出した運転免許更新費用支給 申請の理由
- ・ 社会人として免許はあって当たり前であり、免許すら持たない者に信用はないと判断される可能性すらある。（※就活の土俵にすら上がれない。）
 - ・ 就職、面接時や勤務中の運転の必要性。特に就活時には必ずといっていいほど必要になる。
 - ・ 過去にも同様の理由で同費用は支給されており、今回は支給しない、というの

は合理性がない。

- ・ ○○社の面接を受ける予定があり、その業務内で運転の必要が出てこないとは限らない為。特に急用時、救急搬送などの緊急時。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分についての保護申請却下通知書（以下「本件処分通知」という。）には、処分の根拠規定として「参考通知」が記載されているものの、却下した理由として「申請のあった生業扶助について、認定要件に該当しないと判断したため。」としか記載されておらず、処分庁がいかなる事実関係をもって「参考通知」の各要件に該当しないと判断し、本件処分が行われたのかを当該通知から読み取ることはできない。

また、処分庁は審査請求人に対し、「当該通知書において、参考通知を記載したうえで、当福祉事務所は支給要件に該当しない」と説明したと主張しているが、本件処分は書面でなされている以上、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項及び第2項に基づき、その理由は書面である本件処分通知に記載されるべきである。

したがって、本件処分における理由の提示には不備があり、本件処分は違法又は不当なものと認められる。よって、本件処分は取り消されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

行政手続法第8条第1項及び第2項では、申請に対して拒否処分を行うときは、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則とされ、当該拒否処分を書面でするときは、拒否理由を書面により示さなければならない。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、理由付記として十分でないと言わざるを得

ない（最高裁判所第三小法廷昭和 60 年 1 月 22 日判決・民集 39 卷 1 号 1 頁参照）。

本件について見ると、処分庁は、審査請求人からの生活扶助（免許証更新費用）の申請（以下「本件申請」という。）については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7 の 8 の (2) のアの (ア) 及び (ウ) 並びに「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問第 7 の 139 の各要件に該当しないことを理由に本件処分を行ったものであることから、本件処分を行うにあたっては、処分庁はいかなる事実関係をもって前述の各要件に該当しないと判断し、申請を却下するに至ったかを審査請求人に示すべきであったといえる。

しかし、本件処分通知には、局長通知第 7 の 8 の (2) のアの (ア) 及び (ウ) 並びに課長通知問第 7 の 139 といった処分の根拠規定が「参考通知」として掲載されているものの、却下した理由としては、「申請のあった生業扶助について、認定要件に該当しないと判断したため。」としか記載されておらず、処分庁がいかなる事実関係をもって「参考通知」の各要件に該当しないと判断し、本件処分が行われたのかを当該通知から読み取ることができない。

これに対して、処分庁は審査請求人に対し、「当該通知書において、参考通知を記載したうえで、当福祉事務所は支給要件に該当しない」と説明したと主張しているが、本件処分は書面でなされている以上、行政手続法第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、その理由は書面である本件処分通知に記載されるべきである。

したがって、本件処分における理由の提示には不備があり、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当なものと認められる。

以上のとおり、本件処分に係る審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条の規定により取り消されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 5 年 6 月 21 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 8 月 23 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

行政庁は、申請に対して拒否処分をする場合には、行政手続法第 8 条第 1 項の規定に

に基づき、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときを除き、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。また当該処分を書面とするときは、同条第2項の規定に基づき、その理由は、書面により示さなければならない。

処分庁は、本件申請に対して、局長通知第7の8の(2)のアの(ア)及び(イ)並びに問答集問第7の139の各要件に該当しないことを理由に本件処分を行ったものと主張しているところ、本件処分は、許認可等の要件又は審査基準が客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請が、申請書の記載内容からこれらの各要件に該当しないことが明らかであるとはいえない。

しかしながら、処分庁は、本件処分通知に「参考通知」として処分の根拠となる通知等を記載しているものの、却下の理由欄には「申請のあった生業扶助について、認定要件に該当しないと判断したため。」としか記載しておらず、ここに記載された理由から、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたかを、審査請求人においてその記載自体から了知することはできないというべきである。すなわちこの理由付記は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分であり、本件処分は、同法第8条第1項に違反する違法なものであるから、取り消されるべきである。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 小山 雅千子